

〔研究ノート〕

国語科教育法の授業に関する一提案 — 「言葉」の学習項目に着目して —

東 寺 祐 亮*

*日本文理大学工学部

A Proposal for Teaching Methods for a Japanese Language Course: Focusing on the Learning Content of “Language”

Yusuke TOJI*

*School of Engineering, Nippon Bunri University

Abstract

The Teaching Methods in Japanese Language course, designed for students pursuing elementary school teaching licenses, aims to develop a comprehensive understanding of the objectives and contents of Japanese language education. However, this course places disproportionate emphasis on reading instruction, potentially limiting students' engagement with the curriculum as a whole. For instance, the learning content related to “language” —specifically, the “features and usage of language” within the “knowledge and skills” domain—is often underrepresented compared to other areas. To address this issue, this study proposes incorporating both the theoretical foundations of the “features and usage of language” and practical classroom examples into this course. Specifically, the proposal involves two primary strategies: (i) providing students opportunities to acquire relevant background knowledge and explore its instructional applications, and (ii) integrating this knowledge into the teaching of other areas, such as reading and writing.

キーワード：国語科教育法, 言葉, 国語学

Keywords : Teaching methods for a Japanese language course, language, Japanese linguistics

1. はじめに

小学校教員免許の取得を目指す学生が履修する「国語科教育法」は、国語科教育の目標や学習内容を理解することを目的としているが、場合によっては学習内容の一つである「言葉」に関する学習項目について、他の学習

項目と比較して十分に取り上げられていないことがある。本稿は、「国語科教育法」の授業に「言葉」の学習事項をどのようにして組み込むかを検討する。

文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）」では、小学校国語の目標として以下の3つを掲げている。

(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理

解し適切に使うことができるようにする。

- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

(小学校学習指導要領 (平成29年告示):28)

そして、文部科学省「小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 国語編」では、上記の目標を達成するための内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に分類され、以下のように整理されている。

[知識及び技能]

- (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項
- (2) 情報の扱い方に関する事項
- (3) 我が国の言語文化に関する事項

[思考力、判断力、表現力等]

- A 話すこと・聞くこと
- B 書くこと
- C 読むこと

(「小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 国語編」の pp. 17-39より作成)

小学校教職員免許の取得を希望する学生は、これらの学習指導要領を踏まえた授業実施を見据えて、「国語科教育法」や「国語」といった科目を履修し、学習指導要領や、指導方法、学習内容などについて学んでいる。

大学において小学校教職員免許を取得した学生が、教育現場に立つことを考えると、「国語科教育法」や「国語」といった科目を通して、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」に基づいて指導できるようバランスよく学ぶことが期待される。しかし、小学校教職員免許の取得を希望する学生が必ずしもバランスよく学べる環境にあるとは限らない。

小学校教育を念頭に置いた「国語科教育法」を主題としている書籍を確認すると、たとえば、長谷川 (2024) は、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと・聞くこと」については事例を示して詳細に解説しているが、それに対して「知識及び技能」については扱いが少なく事例も限定的である(長谷川2024以外の先行研究は2節で述べる)。その点で、授業環境によっては「国語科教育法」において「言葉」の学習事項が十分に扱われていない可能性がある。

しかし、小学校国語の教科書には、「読むこと」、「話

すこと・聞くこと」、「書くこと」に関する多様な教材が掲載されているだけでなく、児童の言語使用の力を育成するための「言葉」の教材も多く掲載されている。『新しい国語』(東京書籍)を例に挙げると、6年間で74項目の「言葉」の学習がある(項目数の内訳は一年:23¹、二年:11、三年:11、四年:10、五年:9、六年:10)。その点で、学生は「言葉」の学習事項の背景知識や指導方法を学んで教壇に立つことが望ましい。

「言葉」の学習項目の背景知識は国語学・日本語学の領域に属する内容であり、「国語学概論」のような科目を履修することで学ぶことができる。しかし、学生によっては、国語以外の専門領域(算数など)を主とするコースに所属している場合や、所属する大学に人文学系の学科が存在しない場合もある。そのため、国語学・日本語学領域の科目を履修する機会が限られ、「言葉」に関する背景知識を学ぶ機会が十分に得られていない可能性がある。

このような状況を踏まえると、小学校教職員免許の取得を目指す学生が必ず履修する「国語科教育法」の中に、「言葉」の学習事項の国語学・日本語学的背景知識や授業上の活用例を組み込むことが、学生が「言葉」の学習事項について学んで教壇に立つようにするための、一つの手段になる可能性がある。

そこで、本研究では、国語科教育法の授業にどのようにして「言葉」の学習項目の背景知識とその活用例を組み込むことができるのかを検討し、一案を示す。その意義は二点ある。第一に、「言葉」に関する内容を学習する科目を履修していない場合でも、国語科教育法でその一部を扱えば、学生が全く知識を持たずに教壇に立つ事態を防ぐことができるという点である。第二に、「国語科教育法」において「言葉」の背景知識を実際の活用例と共に学ぶことは、国語学・日本語学科目で個別の知識として学ぶよりも、より実践的な形で「言葉」の学習事項を習得することにつながる点が期待できる点である。

本稿の構成は次の通りである。2節では先行研究について概観する。3節では、(i)「言葉」の学習項目の背景知識、小学校国語の「言葉」の学習項目、その活用例を示して学習する機会を設けること、(ii)「読むこと」、「書くこと」の学習項目に言葉の学習項目の背景知識を導入すること、の2点を提案する。4節ではこれまでの議論をまとめ、課題を示す。

2. 先行研究

「国語科教育法」の改善についてはこれまでも議論されている。たとえば、町田（2008）は、「国語科教育法」の授業内容の改善として、模擬授業などを通して「国語科教育法」の授業そのものを受講者の学生に対する配慮が明確になるように展開するメタ授業を提案している。また、都築（2011）は、「国語科教育法」の授業内容の改善として模擬授業に着目し、大学院生や大学院に研修に来ている現職教員の力を借りて模擬授業を成立させていく方法を提案している。「国語科教育法」の改善にあたっては、その授業で実施される模擬授業だけでなく、「読むこと」・「話すこと・聞くこと」・「書くこと」や「学習指導要領」、「言葉」などの取り扱われる内容についても改善の観点を見出せる。しかし、いずれの研究も模擬授業に着目しており、「言葉」の学習項目についての言及はない。

「国語科教育法」を主題とする書籍については、「言葉」の学習項目の取り扱いについて差が生じている。長谷川（2024）は、第九章「知識及び技能」の項目の1つとして「言葉の特徴や使い方に関する事項」に触れている。しかし、「読むこと」「書くこと」や「知識及び技能」の「古典に関する学習」においては教材を示して詳細に解説されている一方、「言葉の特徴や使い方に関する事項」においては学習指導要領の解説に留まっており、指導に関する具体的な内容については解説されていない。

また、辻村（2019）は、第6章「知識及び技能」の項目の1つとして、「言葉の特徴や使い方に関する事項」について解説している。しかし、「読むこと」については教材や指導過程を示して詳細に解説しているのに対して、「言葉の特徴や使い方に関する事項」については学習指導要領における位置づけやそれを理解するための解説が中心で、指導に関する具体的な内容については解説されていない。

塚田・甲斐・長田（2018）は、長谷川（2024）や辻村（2019）と比較して「言葉の特徴や使い方に関する事項」について詳しい。第4章「国語の特質に関する学習指導」において、文字・表記に関する学習指導、語彙に関する学習指導、文法に関する学習指導、言葉遣いに関する学習指導について解説している。たとえば、文法では主語・述語・修飾語といった文法用語に言及しつつ、実際の指導場面では、書き誤りのある文を児童に提示してそれを児童が修正するといった、文法現象に対する「気づき」を促す指導を例示している（塚田他 2018:43）。し

かし、教員が言葉の学習事項を指導するにあたって必要になる背景知識については十分に触れられておらず、他の授業で国語学・日本語学の知識を学習していることが前提になっている。

これらの先行研究は、「言葉」の学習項目の背景知識や活用事例について詳細な説明がないか、あるいは、活用事例については解説されていても背景知識については他の科目で学習していることが前提となっている。その点で、「国語科教育法」で「言葉」の背景知識やその活用例を学ぶことについて十分な議論がなされているとはいえない。

3. 提案

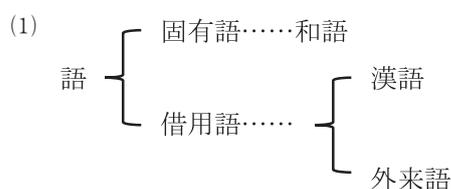
そこで、本稿では、「言葉」の背景知識やその活用例をどのような形で「国語科教育法」に取り入れることができるかについて検討し、一案を示したい。具体的には、(i)「言葉」の学習項目の背景知識、国語教科書の「言葉」の学習項目、その活用例を示して学習する機会を設けること、(ii)「読むこと」、「書くこと」の学習項目に言葉の学習項目の背景知識を導入すること、の2点である。本稿では、(i)について語種を例に、(ii)について文型を例に検討していきたい。

3-1 導入案①

「国語科教育法」の「知識及び技能」について学習する授業回、あるいは、「言葉の特徴や使い方に関する事項」について学習する授業回において、①「言葉」の学習項目の国語学・日本語学的背景知識、②その知識が関係する教科書の「言葉」の学習項目、③その「言葉」の学習項目における活用例を導入するということが提案の1点目である。語彙分野の語種を例にその導入例を説明する。

①「言葉」の学習項目の国語学・日本語学的背景知識
『新しい国語 五』の「和語・漢語・外来語」(pp. 176-177)などを指導するためには次のような背景知識が求められる。

語種とは出自によって語を分類したときの種類のことで、固有語の和語と、借用語の漢語、外来語に分けられる（秋元、押尾、丸山 2019:60-61）。



(秋元、押尾、丸山 2019:61)

「山」などの和語は、漢語が渡来する以前から日本に存在した日本固有のことばである（北原 2002:1772）。「食品」などの漢語は、中国から伝来して日本語となり、字訓ではなく字音で読む語のことである（北原 2002:358）。「ガラス」などの外来語は、外来語から取り入れられて同化し、自国語のように使われる語で、多く欧米諸国から入ってきた語のことである（北原 2002:274）。

②知識が関係する教科書の「言葉」の学習項目

このような知識は、国語教科書における(2)の「言葉」の学習項目に関係する。国語教科書において語種の定義自体が明示されることは少ないが、和語・漢語・外来語という用語は導入されている。そのため、教師がその定義や具体例を理解しておくことは、指導内容の正確性を確保する上で重要である。このような知識があれば、外来語にカタカナ表記が多いことや、日常語に和語が多いことなどから、児童が日常生活の中から語彙に興味を持てるようになる授業の実践につながられる。①で学習する背景知識が小学校の国語教科書を指導する上で必要になるという事実は、学生の学習の動機につながるだろう。

- (2) 『新しい国語』（東京書籍）の「言葉」の学習項目
 一上「かたかなを みつけよう」（pp. 100-101）
 二上「かたかなで 書く ことば」（pp. 54-55）
 三上「漢字の表す意味」（pp. 62-63）
 五「和語・漢語・外来語」（pp. 176-177）

③「言葉」の学習項目における活用例

たとえば、小学館が運営する web サイト「みんなの教育技術」の「小5国語科『和語・漢語・外来語』全時間の板書&指導アイデア」（有光鉄男執筆）では、同じ情報が記載された二つの文章（和語が多く使用されている文章と、漢語と外来語が使用されている文章）を読み比べ、児童それぞれの感じ方の違いやその理由について話し合う活動を紹介している²。それにより、「似た意味の文章なのに、感じ方が違うのはどうしてだろう」「感じ方の違いはどこから来るのだろうか」「ひらがなが多く使われていることや漢字やカタカナが多く使われていることと関係があるのだろうか」という課題意識が生じると述べられている。そのうえで、日常の場面を想定し、相手や目的に合わせて意図的に文章を書き換える活動を紹介している。

このような活用例を、背景知識 ①と国語教科書の学習項目 ②と共に学ぶことができれば、「言葉」の

学習項目を授業計画に組み込むことや、自信を持って授業に挑むこと、児童が日常の言葉に関心を持つような魅力的な授業を作ることにつながる。

3-2 導入案②

「読むこと」や「書くこと」の学習内容に「言葉」の背景知識を織り込むことが提案の2点目である。日本語の基本文型の知識を例に、「読むこと」や「書くこと」に活用することを考えてみたい。

説明的文章、文学的文章を問わず、その内容を正確に理解するためには、文中の「誰が」「何を」「どうした」といった構文的要素を捉える必要がある。しかし、特に文学的文章においては主語などの省略が多いことが指摘（光野・篠原 2017:10）されており、省略された語を補いながら読解することが求められる。

山田（2004:37）は、小学校の教科書や図書で使用されている文で主体が省略されていることを示しつつ、「日本語は、文型を手がかりにした推論を利用することによって、代名詞などを立てなくても、わかりきった名詞を省略していく言語」であると述べている。そして、文型という考え方が文の骨格を理解するために有用であることを指摘している。表1は、山田（2004:32）が説明した日本語の基本文型（動詞句が必要とする名詞句の数の順に示した格関係）を表形式にまとめたものである。

表1 基本文型（山田 2004:32, [1]）

名詞句の数	格関係
1つ	[〜ガ] 走る、寝る…
2つ	[〜ガ〜ヲ] 食べる…
	[〜ガ〜ニ] 話しかける…；入る
	[〜ガ〜カラ] 出る…
3つ	[〜ニ〜ガ] わかる、できる…
	[〜ガ〜ヲ〜ニ] 渡す、送る…
4つ	[〜ガ〜カラ〜ニ] 変わる
4つ	[〜ガ〜ヲ〜カラ〜ニ] 移す

省略された名詞を補いながら文章を読むことは、国語教科書にも活動として取り入れられている。『新しい国語 二下』（東京書籍）の『お手紙』（アーノルド・ローベル 文・絵／みき たく やく）の作品後に収録されている「かんそうを つたえ合おう」（p. 128）では、「場めんと 人ぶつの ようすを たしかめよう」という、どの場面で誰が何をしたのかをまとめる活動が示されている³。このような活動では、文型などの知識を用いて

取り組むことになる。

このような文型の知識は、主語と述語の対応関係に注意しながら文・文章を作ることにもつながるため、「書くこと」の活動にも活用できる。塚田他(2018:43)は、文型に関する活動を通して、文がさまざまな語の組み合わせによって成り立っていると気付かせ、文の構造意識を醸成することにつながると述べている。塚田他(2018:43)は、そのような活動として、児童に文の成分や「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どうした」などの文の構成要素ごとに大まかに分けたカードを与えたり作ってもらったりして、それらを自由に組み合わせて文を考えさせるといった活動を紹介している。

また、塚田他(2018:43)は、書き誤りのある文を児童に提示してそれを児童に適切な形に修正してもらおうという活動を紹介しており、そのような活動が、文における語の選択や結合がうまくいかないと円滑な表現・理解が妨げられてしまう点への気づきを促すことにつながると述べている。

もちろん、「言葉」の学習項目においても、一上「ぶんをつくろう」(pp.36-37)、一上「をへをつかおう」(pp.54-55)、二下「主語とじゅつ語」(pp.30-31)、三上「主語とじゅつ語、つながってる？」(pp.128-129)など、文型の知識が関連するものもある。その点で、文系の知識は「言葉」の学習項目だけでなく、「読むこと」、「書くこと」にもつながる知識である。

言葉に関する知識・技能は、文や文章を読んだり書いたりするために不可欠な要素である。国語教科書に掲載されている「言葉」の学習項目も、そのような言語運用能力に密接に関連している。その背景知識を「読むこと」、「書くこと」に関連付けて提示することにより、学生が「言葉」の学習項目をより広範な言語活動に関わる知識であると捉えることにつながる。このような学習の在り方は、学生が「言葉」の背景知識を国語の多様な文脈において活用する土台を形成することに資する。

4. まとめと課題

本稿では、「言葉」の学習項目をどのような形で「国語科教育法」に組み込むことができるのかについて検討した。具体的な検討としては、(i)「言葉」の学習項目の背景知識(①)、小学校国語の「言葉」の学習項目(②)、その活用例(③)を示してそれらを学習する機会を設けること、(ii)「読むこと」、「書くこと」の学習項目に言葉の学習項目の背景知識を導入すること、の2点である。

都築(2011:253)は、「国語科教育法」について、「『国

語科教育の意義と目的』といった『国語科教育法』以外では扱われることのない内容から、『教師論』『生活指導』『進路指導』といった教科教育法以外の授業でも扱うことがありえる内容まで、かなり広範囲な授業内容を扱っている」と述べている。「国語科教育法」で指導すべき内容は多岐に渡るが、本稿で検討した導入内容であれば、全体の指導事項を大きく圧迫することなく、「言葉」の背景知識やその活用例を学ぶことができる可能性がある。

本稿の提案は、「国語科教育法」以外の国語に関する科目を履修して「言葉」の背景知識を学習することが困難な状況に対する、一つの選択肢になると考えている。わずかでも「国語科教育法」で「言葉」の背景知識を学習することができれば、学生が教壇に立った際に教科書の「言葉」の学習項目を活用する足掛かりを作ることができるのではないかと。

本稿では、「国語科教育法」に導入する「言葉」の背景知識の代表例として、国語学・日本語学における語彙領域の語種と、文法領域の文型を用いた。しかし、小学校の国語教科書の「言葉」の学習項目は、音韻、文字・表記、方言など多様である。このような小学校の国語教科書に掲載されている国語学・日本語学知識から、小学校教員に「最低限」必要な国語学・日本語学的知見を検討した研究もある(白岩2016)。しかし、「最低限」必要と知見であっても「国語学概論」のような科目を履修しなければ網羅的に学習することは難しいのではないかと。「国語科教育法」以外の国語に関する科目を履修して「言葉」の背景知識を学習することが困難な状況においては、「最低限」必要な知見の中から、受講する学生の状況に応じて適切に背景知識やその活用例を示していく必要がある。今後は、「言葉」の多様な学習項目を踏まえて、どのような知識をどのような形で導入しうることについて研究を進めていく。

参考文献

- 秋元美晴・押尾和美・丸山岳彦 2019『日本語教育 よくわかる語彙』, アルク。
 馬場治 2020「小学校国語科における基本的文法事項の指導—主語と述語の関係を中心に—」『人間科学研究』13(2), pp.95-100。
 長谷川清之 2024『第4版 初頭国語科教育法』, 明星大学出版会。
 北原保雄 2002『明鏡国語辞典』, 大修館書店。
 光野公司郎・篠原京子 2017「小学校国語科における「書

- くこと」指導の研究], 『共栄大学教育学部研究紀要』1, pp. 1-25.
- 町田守弘 2008 「『国語科教育法』をどのように扱うか—『メタ授業』としての要素を生かすために—」 『早稲田大学教育学部学術研究 (国語・国文学編)』56, pp. 1-14.
- みんなの教育技術「小5国語科『和語・漢語・外来語』全時間の板書&指導アイデア」, 有光鉄男 (執筆), 丹羽正昇 (編集委員), 大塚健太郎 (監修), 小学館.
https://kyoiku.sho.jp/233567/ (2025/05/29閲覧)
- 文部科学省 2017 『小学校学習指導要領 (平成29年告示)』 (平成29年3月).
- 文部科学省 2017 『小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 国語編』 (平成29年7月).
- 白岩広行 2017 「大学の日本語学教科書と小学校の国語教科書—小学校教員に最低限必要な知見を考え—」, 『上越教育大学研究紀要』36 (2), pp. 505-518.
- 塚田泰彦・甲斐雄一郎・長田友紀 (2018) 『MINERVA はじめて学ぶ教科教育① 初等国語科教育』, 吉田武男 (監修), ミネルヴァ書房.
- 辻村敬三 2019 『国語科内容論×国語科指導法 平成29年度版学習指導要領に基づく国語科学習指導の在り方』, 東洋館出版社.
- 都築則幸 2011 「『国語科教育法』の授業改善に関する一考察」 『早稲田大学大学院教学研究科紀要 別冊』

- 19 (1), pp. 251-262.
- 山田敏弘 2004 『国語教師が知っておきたい日本語文法』, くろしお出版.

資料

- 『新編 あたらしい こくご 一上』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年2月10日発行.
- 『新編 新しい国語 二上』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年2月10日発行.
- 『新編 新しい国語 三上』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年2月10日発行.
- 『新編 新しい国語 四上』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年2月10日発行.
- 『新編 新しい国語 五』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年2月10日発行.
- 『新編 新しい国語 六』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年2月10日発行.
- 『新編 あたらしい こくご 一下』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年7月10日発行.
- 『新編 新しい国語 二下』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年7月10日発行.
- 『新編 新しい国語 三下』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年7月10日発行.
- 『新編 新しい国語 四下』, 秋田喜代美 (代表), 東京書籍, 令和6年7月10日発行.

1 『新しい国語』 (東京書籍) の二～六年では「言葉」の学習ページとして明示されているが, 一年に関しては明示されていない。そのため, 各学習内容から著者が「言葉」の学習を判断している。

2 小学館が運営する web サイト「みんなの教育技術」では, 無料公開版と有料公開版がある。本引用は無料公開版のみを使用している。(2025/06/09閲覧)

3 小学校国語科における基本的文法事項の指導について検討した馬場 (2020:96-98) は, 同作品を用いて主語と述語の指導について議論している。本稿では, 同作品以外も含め, フラグやカラ格などの省略にも対応する知識という点に着目しているため, 文型の知識が関わる活動として紹介している。